

女子差別撤廃条約実施状況
第2回報告(CEDAW/C/JPN/2)
(仮訳)

外務省

第1部

総論

1. 本件報告は、我が国が1985年に批准した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」または「本条約」と略称）の第18条の規定に基づき国連事務総長に提出する2回目の報告である。
2. なお、我が国は、1回目の報告を1987年3月に提出し、同報告(CEDAW/C/5/Add. 48)は、1988年に開催された第7回女子差別撤廃委員会において審議された。
3. 我が国においては、内閣総理大臣を本部長とし、全省庁の事務次官等を構成員とする婦人問題企画推進本部が、我が国における国内本部機構（ナショナル・マシーナリー）として婦人の地位向上のための行動計画を策定し、それに沿って婦人関係施策が推進されている。同本部は、女子差別撤廃条約の実施に伴う施策の総合的かつ効果的な推進もその任務としており、同本部が核となって、関係行政機関との緊密な連携の下、婦人関係施策の着実な実施が図られている。
4. 第1次報告直後の1987年5月、婦人問題企画推進本部は、婦人問題企画推進本部長の諮問機関である婦人問題企画推進有識者会談（以下「有識者会談」）により提出された意見の趣旨に沿い、また従来の行動計画の成果及び1985年の世界婦人会議で採択されたナイロビ将来戦略を踏まえ、西暦2000年までの間、長期的展望にたって推進すべき婦人関係の基本的施策を明らかにするとともに、1990年度末までの中期的な具体的施策を

示した「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定した。同計画は、男女の固定的な役割分担意識を解消し、女子の社会参加のための社会的条件整備を行うことにより、女子の能力の十分な發揮を図り、男女が共に社会の発展と安定に貢献できる男女共同参加型社会の形成を目的としている。

5. 上記行動計画は、婦人問題企画推進本部が関係省庁と緊密な連絡、調整を図りつつ推進されており、右を通じ制度上のみならず、実際上の平等に向けての施策が鋭意実施されてきた。同計画は、具体的施策を示した中期目標が1990年度で終ったことは、有識者会議により提出された意見及び1990年国連経済社会理事会で採択された「ナイロビ将来戦略の実施状況の見直し及び評価に伴う勧告・結論」に沿って、1991年5月、中期目標を中心に改定を行った。総合目標は「参加」を「参画」にすることにより強化された。同改定に基づき、我が国は引き続き男女平等に向けての取組みを一層強化していくこととしている。

6. 今次報告（第2部各論）においては、前回の報告以降特に進歩が見られた事項を中心に詳述するが、その主要点を要約すれば次のとおり。

(1) 政策意思決定分野への女子の参加拡大：政治参加、公職就任
 1989年から1990年にかけては、我が国の女子の政治参加において重要な変化が見られた。1987年3月（第1次報告提出時）、衆・参両院合わせて29人であった女性議員は1990年6月現在、46人に増加し、女子の議会進出が進んだ。また、第1次報告提出以降、4つの閣僚ポストに女性が就

任した。

一方、公職就任に係る男女平等に関し、第1次報告において女子に対して唯一受験資格を認めていなかった国家公務員（一般職）1職種について、1989年制限が撤廃され、現在我が国における国家公務員採用試験（一般職）について女子の受験に対する制限はない。

さらに、国の審議会等における女子の参加は徐々に進んでいくが、その水準はまだ低く、1989年7月婦人問題企画推進本部は、その促進につき一層の努力をする旨の申し合せを行った。なお、1991年3月31日現在女性の審議会委員の割合は、9.0%であった。

(2) 教育：家庭科教育の改善・充実

従来男女間で異なる取扱いが行われていた家庭科教育に関し、1989年に学習指導要領を改訂し、小・中・高等学校を通じて男女同一の教育課程が編成されるよう改善した。

(3) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

1986年に施行された男女雇用機会均等法第6条に基づき、1987年6月「女子労働者福祉対策基本方針」が定められ、男女雇用機会均等法の周知徹底、各都道府県の婦人少年室における相談業務や事業主への積極的な指導、女子労働者の積極的活用を図るための事業主援助策等の具体的施策を展開している。なお、船員については、「女子船員福祉対策基本方針」が定められるとともに、女子船員の福祉の増進を図るため、地

方運輸局等が同様の任務を行っている。

この結果、我が国が本条約批准のために整備した国内法の1つである男女雇用機会均等法の趣旨が我が国社会に一層浸透していく、4年制大卒女子を採用する企業の増加、非伝統的職種への女子の進出、男女別定年制の解消等の進歩が見られた。

(4) 法例改正

婚姻及び家族関係についての男女平等に関し、我が国は1989年、渉外的私法関係の準拠法を指定する法律である法例を改正し、国際的な婚姻、養子縁組等に関する準拠法指定についても男女平等を徹底するようにした。

(5) 広報・啓発活動

男女平等の達成のためには、男女平等に関する意識変革を行うことが緊要であり、啓発活動が重要な役割を果たすことは言うまでもない。我が国においては、従来の広報・啓発関連事業に加え、第1次報告以降更に数種の新規事業を展開している。特に、本条約採択10周年にあたった1989年には、国内各地域において記念事業を開催し、男女平等・女子の地位向上に関する国民各層の意識の向上を図った。

7. 我が国は本条約批准以来今日に至るまで、条約の趣旨を踏まえ、男女平等の一層の実現に向け努力しており、法律・制度上の男女平等のみならず、実際上の男女平等を実現するための施策を推進している。
8. 実際上の男女平等を実現するためには、既に第1次報告でも指摘したとおり、社会に根強く残っている男女の定型化された役割

に基づく偏見や慣習、慣行の撤廃が重要であり、右は我が国国内行動計画の重要な柱の1つとなっている。近年我が国においては、伝統的な男女の役割分担意識についてかなりの改善をみたものの、なお不十分であるため、今後とも女子の社会参加、特に政策方針決定過程への参画と男子の家庭生活及び地域社会活動への積極的参加との双方を促進するための啓発・広報活動や条件整備を積極的に進めていくこととしている。

9. 今日、我が国の女子をとりまく環境は大きく変化しており、直面する諸問題の解決は必ずしも容易ではない。そのためには、従来の問題の解決策を進める一方で新たな問題へも的確に対処する必要があるところ、本条約の締約国として我が国政府は、男女間の真の平等の実現を目指し今後とも引き続き努力していく決意である。

第2部（各論）

第2条

10. 本条の (a) から (c) まで及び (e) から (g) までについては、第1次報告以降特段の変更なし。

第2条 (d)

11. 第1次報告で言及した「婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱」（1977年6月婦人問題企画推進本部策定）の趣旨に沿って、現在に至るまで全省庁において鋭意活動が推進されているところ、特に以下の2点に関する最近の推進状況を報告する。

審議会への女子委員の登用促進

12. 女子の社会進出は、公的部門、民間部門を問わず、様々な分野において大きく進展しており、政策・方針決定過程への女子の参画も徐々に進んでいるが、その水準はまだ低い。このため、婦人問題企画推進本部は、1987年5月に策定した「西暦2000年に向けての新国内行動計画」において、国の審議会等における婦人委員の比率を1990年度末までに10%、西暦2000年に15%にすることを目指すという目標を設定し、女性委員の登用の促進を図ってきたところである。この目標値の達成のため、婦人問題企画推進本部に設けられている参与会は、1988年3月から12月にかけ、各省庁から審議会等における女性委員の登用についてヒアリングを行って検討を重ねた結果、その現状と問題点及び今後の課題についての提言をとりまとめ、1989年7月本部長（総理大臣）に提出した。同本部は、この提言の趣旨を

踏まえ、女性委員の登用の促進についてなお一層努力する旨の申し合せを行った。さらに、労使団体をはじめ審議会等委員の推薦に関する 218 団体の長に対し、協力を要請するなど、目標達成に向けて努力しているところであり、その比率も年々増加する傾向にある。

13. 1990 年 3 月 31 日現在の女性の審議会委員の割合は、前年度に比し 1.2 ポイント増の 7.9% であった。さらに、1991 年 3 月 31 日現在の数字は 9.0% と増加した。

14. 1991 年 5 月に行われた新国内行動計画第 1 次改定において、15% の比率の目標年を西暦 2000 年から 5 年早めて 1995 年とした。

女子国家公務員の登用状況

15. 国家公務員（一般職）のうち、女子の受験を制限していた職種は、1975 年には 12 職種あったが、次々と制限の撤廃がなされ、1989 年度においてすべてについて制限が撤廃された（別途第 7 条（b）の項も参照）。

また、国家公務員の管理職の女子の数も引き続き増加している。

第 3 条

本条との関連でわが国において実施されてる主な施策として生涯学習の推進及び職業能力開発事業の促進があり、第 1 次報告以降、それぞれ以下のような進歩が見られた。

17. 生涯学習の推進

女子の多様な生き方について主体的な選択を可能にする条件整

備の一つとして生涯にわたる学習機会の整備が挙げられており、下記の施策を実施している。

18. 生涯学習振興のための体制整備

文部省においては、1988年7月に社会教育局を改組・拡充して生涯学習局を設置し、都道府県・市町村においても生涯学習の振興のための組織の整備に努めてきた。1990年7月には、生涯学習の振興のための施策の推進体制及び地域における生涯学習に係る機会の整備を図るため、国及び地方公共団体を通じて必要な措置を定めることを内容とした「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」が施行された。

19. 更に、1991年2月には、同法に基づき設置された生涯学習審議会に対し、「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」諮問を行った。また、同月「生涯学習の振興に資するための都道府県の事業の推進体制の整備に関する基準」を告示した。

20. これらの施策を通じて、女子の生涯の各時期にわたる学習機会の一層の整備に努めている。

生涯学習フェスティバル

21. 広く一般に対し生涯学習に係る活動を実践する場を全国的な規模で提供すること等により、国民一人一人の生涯学習への意欲を高めるとともに、学習活動への参加を推進し、もって生涯学習の一層の振興に資することを目的として、1989年度から生涯学習フェスティバルを毎年開催することとした。第1回生涯学習フェスティバルは1989年11月に千葉県で、第2回は1990

年11月に京都府で開催され、式典、「女性の未来を考えるつどい」などのシンポジウム、講演会、展示等、女子も含め広く国民の生涯学習の現状と展望を考える催事が行われ、各々244,000人（うち女子は48.1%）、453,000人（うち女子は50.7%）の来場者があった。

生涯学習情報提供システムの整備推進

22. 国は、国民一人一人の生涯学習を一層支援するため、1987年度から都道府県が実施する生涯学習情報提供システム整備事業に対して補助を行っており、これまで8府県において生涯学習情報提供システムの整備が進められている。
23. この生涯学習情報提供システム整備事業は、地域住民の多様化・高度化する学習要求に応えるため、各種の学習機会等に関する情報を体系的に収集・蓄積して生涯学習情報データベースを構築し、生涯学習センターや公民館等においてこれらの生涯学習情報を地域住民に提供したり、学習相談に応じたりする体制を整備する事業である。生涯学習情報には、婦人学級・講座等に関するものも含まれており、女子による活用が期待されている。

学校の開放等

24. 大学における教育研究の成果や高等学校・専修学校が有する専門的な教育機能を地域の社会人や家庭婦人に広く開放することは極めて意義深い。
25. このため、従来の大学公開講座に加えて、1988年度から高等学校、1990年から専修学校の開放講座の事業を開始したところである。

放送大学

26. 放送大学は、生涯学習の時代に即応し、テレビ・ラジオを中心とする多様なメディアを効果的に活用して、広く家庭婦人や社会人等に大学教育を提供する新しいタイプの学校として1983年に設置された。同大学は、1985年4月より学生を受け入れ、1989年3月には、初めての卒業生を送り出した。なお、1991年度第1学期で34,909人の学生が在学しており、そのうち女子は17,437人(49.9%)である。なお、1991年3月現在までの卒業生は、1,951人で、そのうち女子は1,183人(60.6%)である。

社会教育の振興

A. 女子の学習

27. 我が国においては、女子の多様な学習要求に対し、成人女子を対象に女子の地位向上や生活課題の解決を図るため、学習機会の提供、団体活動の支援、婦人会館の整備、各種の社会参加活動の推進など諸条件を整備し、婦人教育の振興を図っている。

28. 第一に、女子が自らの資質・能力の向上や生活上の課題を目指し、計画的、継続的に行う婦人学級の開設を奨励し、1989年度には、全国で32,000学級が開設され、約141万人が参加了。

29. また、従来の施策に加え、1989年度からは新たに、大学等と連携して都道府県・指定都市が行う「婦人の生涯学習促進事業－ウィメンズ・ライフロング・カレッジ」の開設を助成し、より高度で専門的な学習機会の提供を図っている。

30. 第二に、女子の社会参加の促進を図るため、市町村が行う婦人ボランティアの育成講座と講座修了生が公民館、図書館、老人福祉施設等で行うボランティア活動を援助する「婦人ボランティア活動促進事業」に助成している。

31. また、国際化の進展に伴い、女子の持つ国際的な能力・経験や資質を活用した草の根レベルの国際交流活動が重要となるので、1988年度から、都道府県・指定都市が行う「婦人国際交流フェスティバル」の実施を助成し、その推進を図っている。さらに、これらの学習活動を女子が自ら企画運営するように、教育委員会、婦人団体等が行う婦人教育指導者研修事業を奨励している。1990年度からは、新たに社会のあらゆる分野で女子の持つ能力を十分發揮することができるよう、婦人団体等を中心に各種の学習・実践活動のモデル的事業を実施し、「婦人の社会参加支援特別推進事業」を推進している。

32. 第三に、婦人教育施設の設備充実を図っている。婦人教育施設は、婦人教育関係者や一般女子のための各種の研修、交流、情報提供等の事業を行うとともに、婦人団体等が行う各種の婦人教育活動の拠点ともなっている。国は、1978年度より、地方公共団体が広域的な婦人教育施設を整備する事業に対して助成を行っている。これにより1990年度までに12館が建設されている。1990年4月1日現在婦人教育施設は全国で211館（国立1館、公立160館、私立50館）設置されており、1989年度間の延べ利用者は442万人に達している。

33. これらの婦人教育施設は、学習の場、交流の場、生涯学習に関

する情報提供の場として利用されているほか、女子の社会参加の場として各種のボランティア活動が行われている。これらの事業の充実を図るため、婦人教育担当者等を対象に1989年度から、パンフレット「新しいわたしとの出会い」を作成配布するとともに、1990年に日本の婦人教育と活動に関する英文パンフレットを作成した。

B. 婦人団体・グループ活動

34. 婦人団体は、婦人教育・家庭教育の振興、女子の地位の向上、家庭生活や社会生活の充実、向上等を目的として、全国的、国際的に多様な学習活動、社会活動を展開している。文部省及び地方の教育委員会は婦人団体の自主性を尊重しつつ求めに応じて指導、助言及び公共的事業に財政援助等を行っている。1989年度末現在、婦人団体数は約31,000団体、会員数は約715万人で、これは婦人有権者数の約15.4%に当る。国は全国組織の婦人団体が行う指導者の研究協議会、海外派遣、調査研究事業等に対し助成を行うとともに、情報交換の機会を提供し、文教施策への意見聴取を行っている。

C. 高齢者の学習の機会の促進

35. 長寿社会を迎え、65才以上の人口の60%を占める女子は、健康維持、社会保障、家庭生活等多くの課題を持ち、学習要求が多様化・高度化している。また、一方男子も定年退職後の生活等自立の必要を感じている。

36. 我が国においては、これらのライフスタイルの変化や多様化、高度化する学習要求に応え、高齢者が生きがいをもって、充実し

た生活を享受できるよう各種施策が実施されている。市町村レベルの事業としては「高齢者の生きがい促進総合事業」が実施されており、この事業では高齢者教育促進会議の設置、高齢者生きがいセミナー、高齢者人材活用、世代間交流などを実施している。また、1989年度からは都道府県レベルの事業として、地域の大学や民間教育事業等と連携を図りながら、幅広い分野と高度で専門的な内容をもつ学習機会を整備し、その修了者を地域活動の指導者として積極的に活用する「長寿学園開設事業」を実施している。さらに、1990年度からは中高年齢者がより豊かで充実した高齢期を円滑に迎えることができるよう、職業上、家庭生活上の能力を再開発するコースが開発されている。

37. 多くの高齢女性がこれらの事業に積極的に参加することにより、自分の持つ知識、技術や能力を高め、その成果を地域の諸活動の中で生かすなど社会参加の促進と生きがいの充足を深めている。

高齢者の生きがいと健康づくりの推進

38. 明るい活力ある長寿社会の実現に向けて、高齢者が家庭、地域、企業等社会の各分野において、これまで培った豊かな経験と知識、技能を發揮し、生涯を健康で、かつ生きがいを持って社会活動を行っていけるようにするために、その基盤整備を進めることが必要である。

39. このため、我が国は、1989年度から高齢者の生きがいと健康づくり推進事業を実施し、都道府県に「明るい長寿社会づくり推進機構」、全国レベルで「長寿社会開発センター」を整備して

- 1) 高齢者の社会活動についての国民の啓発
- 2) 高齢者のスポーツ活動、健康づくり活動及び地域活動等を推進するための組織づくり
- 3) 高齢者の社会活動（ボランティア活動等）の振興のための指導者等育成事業の推進

等を行うとともに、モデル市町村を設定して、高齢者のスポーツ活動、健康づくり活動、老人大学校の開催等を総合的に展開することを内容とした高齢者の生きがいと健康づくり推進事業の実践活動を重点的に進めている。

40. この「明るい長寿社会づくり推進機構」については、1989年度から3年計画で全都道府県に整備されている。また、「モデル市町村事業」については全国で新たに152市町村を指定（指定期間2年間）し、継続分と合わせて304市町村で実施することとなっている。

41. 多くの高齢婦人がこれらの事業に積極的に参加することにより、自らの豊かな経験と知識技能を發揮し、その成果を地域の諸活動の中で活かすなど健康で、かつ生きがいを持った社会活動を営んでいる。

国立婦人教育会館の活動の充実

42. 国立婦人教育会館の基本的活動は第1次報告で触れているが、第2次報告ではその活動内容を詳述することとする。
43. 研修事業では、指導者の実践的研修の機会を提供する「全国婦人団体研究集会」、「婦人教育施設研究集会」、「婦人の学習活動専門講座」を実施しており、全国の婦人教育指導者の実践的研

修の機会としてネットワークづくりにも役立っている。

44. 交流事業として、国内の女子や在日外国人との交流を提供する「婦人国内交流集会」「国際交流フォーラム」を実施している。

45. 調査研究事業としては、社会参加を目指す女子の能力開発に必要な婦人教育の学習内容・方法の研究開発に取り組んで全国の婦人教育施設と協力して実験プログラムの実施に着手している。また、ペアレンティングをテーマとして「家庭教育研究セミナー」や、「女性学講座」などの女性・家族に関する専門的な調査研究を行っている。

46. さらに、情報事業として、1987年に開所された「婦人教育情報センター」を中心に婦人教育・家庭教育及びこれらに関連のある分野の情報を収集・提供している。センターでは、コンピュータによる情報検索を効果的に実施するため「婦人教育ソーラス」を作成し、婦人教育・家庭教育に関する図書資料・雑誌のデータベースを作成している。1989年度からは、アジア太平洋地域の女子の情報処理担当者を対象とする「海外婦人教育情報専門家情報処理研修」や国内の担当者を対象とする「女性の情報処理担当者研修会」を開催している。会館では、定期刊行物として「婦人教育情報」（日本語）および「NWEC Newsletter」（英語）を発行している。

47. 1990年度には、中型コンピュータを導入し、同会館を中心に各地の婦人教育施設、生涯学習センター等の教育施設等を中心に、国内外の婦人情報ネットワークの形成を推進することとしている。

職業能力開発の促進

48. 我が国においては、幅広い分野に女子が職場進出し、その能力を発揮することを一層促進するため、職業能力の開発向上のための施策が種々行われており、右施策については既に第1次報告で紹介した通りであるところ、第2次報告では、それら施策を詳述することとする。なお、以下の施策はすべて男女を差別することなく、等しく適用される。

職業能力開発サービス・センターを通じる情報提供、相談サービス等

49. 女子がより容易に職業能力の開発向上を行うことができるようになるためには、職業能力の開発向上に関する豊富な情報を女子労働者に提供するとともに、職業能力の開発向上に関し、女子労働者の相談に対応するための体制の確保が不可欠である。そのため、職業能力開発サービス・センターを通じて情報提供、相談サービス等を行っている。（同センターは、1985年から設置され、現在は各都道府県に1箇所ずつ合計47箇所ある。）

企業における女子労働者の職業能力開発の促進

50. 女子労働者の職業能力を開発向上させることができるようにするためには、企業内に職業能力の開発向上を担当する者を置き、その者を通じて職業能力の開発向上に関する助言・指導を行うことが必要である。そのため、1985年から企業における職業能力開発推進者制度を設けている。

51. また、事業主が実際に女子労働者をはじめとする労働者に対して職業能力の開発向上を図るための訓練を行うことを促進するた

め、「給付金」等の助成制度を設けている。

52. 公共職業訓練においても、積極的に職業能力の開発向上を行っており、民間企業における職業能力開発を補完している。

53. 上記各施策につき、施策内容、資料等を示すと以下のとおりである。

情報提供、相談サービス等

都道府県職業能力開発協会の中に職業能力開発サービスセンターを置き、専門家による助言・相談等を行っている。

職業能力開発推進者制度

企業における労働者の能力開発が的確に行われるようとするため、事業主は事業内における能力開発に関する計画の作成及び実施、労働者に対する能力開発についての相談、指導等の業務を担当する者として職業能力開発推進者を選任するよう努めるものとされている。

職業能力開発推進者の選任状況

1986.7.1現在 12,979人

1987.7.1現在 20,632人

1988.7.1現在 29,391人

1989.7.1現在 37,677人

1990.7.1現在 44,716人

「給付金」等助成制度

能力開発給付金制度に基づき教育訓練の実施に要した経費の助成を行っている。

能力開発給付金は、その雇用する労働者に対して、企業内又

は企業外の教育訓練施設に派遣して職業訓練を実施する事業主に対して支給される。

助成対象事業主及び助成対象経費等は次のとおりである。

1. 助成対象事業主

次の(a)及び(b)に該当する事業主

(a) 労働組合等の意見をきいて、職業能力開発促進法第11条に規定する計画（以下「事業内職業能力開発計画」という。）を作成していること。

(b) (a)の計画に基づき、その雇用する労働者に対して、次のような職業訓練を受けさせること。

(i) 配置転換、出向等により新たな職業に就かせるために必要な職業訓練

(ii) 専門的な知識又は技能を習得させるために必要な職業訓練

(iii) 技術の進歩等に対する適応性の増大のために必要な職業訓練

(iv) 定年退職後の再就職の円滑化等のために必要な職業訓練

(v) その他労働者の職業能力の開発向上のために必要な職業訓練

2. 助成対象経費等

助成対象となるのは、次の(a)から(b)に掲げる経費であり、その一定割合（例えば(a)については、大企業の場合には要した経費の $\frac{1}{4}$ 、中小企業の場合には要した経費の $\frac{1}{3}$ ）が

支給される。

- (a) 企業内で集合訓練を実施した場合の講師謝金、教材費等の運営費
- (b) 企業外の教育訓練施設へ派遣した場合の入学期料及び受講料
- (c) 訓練受講期間中の賃金
- (d) 定年退職予定者の訓練の受講に対して援助した経費

公共職業訓練の実施

国及び都道府県は、離転職者、就職前の新規学卒者、障害者、企業内で十分な能力開発が行われ難い中小企業労働者等の職業能力の開発を図るため、公共職業訓練施設を設置している。公共職業訓練については、経済社会の変化に応じ適切な訓練が行われるよう毎年訓練科目の見直しや施設・設備の整備等を進め、女子を含む受講者のニーズに応えるようにしている。

1990年現在、国が設置している公共職業訓練施設が106箇所、都道府県が設置しているものが277箇所、計383の公共職業訓練施設が設置されており、年間約40万人に対して訓練を実施している。

働く婦人の家の事業等婦人の再就職援助対策事業（第11条にも関連）

54. 働く婦人の家は、女子労働者に対して総合的な福祉事業を行う施設として地方公共団体が設置するものであり、1990年度末現在、国の補助を受けて設置されたものは219箇所となっている。

55. 国は、働く婦人の家の事業について、地域の女子労働者等の

ニーズに即して運営が行われ、内容が充実されるよう指導を行っており、その一環として、1988年4月から老人介護の分野に再就職を希望する主婦等を対象とした職業講習を実施している。

56. 再就職援助対策事業としては、子育てが一段落してから再就職を希望する女子の増加に対応するため、1988年度には、再就職を希望する女子が自らの経験、働くための諸条件等を自ら明確に認識するとともに、企業に自己の強みをアピールするための自己診断ガイドを開発するとともに、1989年度には再就職希望者向けの職業に関する集団的な相談・指導のためのプログラムを作成した。また、1990年度においては、再就職にあたっての情報提供等を行う再就職ガイドブックの開発を行った。

第4条1

57. 本パラに規定する特別措置に関し、第1次報告で報告した我が国関係施策のうち、新たに施策の進展が見られた母子家庭の母等及び寡婦に対する特別措置につき以下の通り報告する。

子育てが一段落してからの女子再雇用制度

58. 女子再雇用制度については、男女雇用機会均等法第25条において、事業主に対し、その実施についての努力義務が課せられており、同法施行後、女子再雇用制度の普及率は大幅に上昇したが、そのレベルは1988年現在で16.6%といまだ低いので、労働省としては、一定の要件を備えた女子再雇用制度を実施する事業主を対象として女子再雇用促進給付金（再雇用者1人当たり中小企業30万円、大企業20万円）を支給することにより、また、育児休業制度普及促進月間を中心とした集中的な広報活動を実施するなどにより同制度の普及促進を図っている。

母子家庭の母及び寡婦に対する特別措置

59. 母子家庭及び寡婦の生活基盤の一層の安定を図るため、生活指導のための各種講座の開設や電話で気軽に日々の相談に応じるための電話相談事業を行う母子家庭等生活指導強化事業を1989年度より、新たに実施している。

また、低所得の母子家庭に配慮するため、税制面において、1989年度に、従来の寡婦控除のほかに、一定の母子家庭に対する寡婦控除の特例加算制度を創設した。

第4条2

61. 第1次報告以降特段の変更なし。

第5条 (a)

62. 本条項に関し、「週間」等特定の期間を設定して行っている全国規模の啓発活動及び第1次報告後あらたに実施された事業について報告する。

「週間」等特別の期間の設定による広報

A. 婦人週間による広報

63. 労働省では、日本の女子が初めて参政権行使した1946年4月10日の衆議院議員選挙の日を記念して、1949年以来、毎年4月10日から16日までの1週間を婦人週間とし、女子の地位向上のために年ごとにテーマを設定して啓発活動を実施している。

64. 1986年から1990年までは、婦人週間のテーマを「女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直そう」として、関係官公庁、婦人団体、経営者団体、報道機関等の協力を得て、全国において講演会、討論会、講座等、多彩な活動を実施した。

65. また、1988年は婦人週間実施40周年に当たるため、これを記念して、婦人週間のテーマを主題とする小・中学、高校生の作文募集を行ったところ、広く社会の関心を呼び、婦人局長賞を受賞した優秀作品は絵本にされ、それを活用している小学校もあるなど、男女差別意識の解消に向けての啓発に役立った。

B. 男女雇用機会均等月間による広報

66. 男女雇用機会均等法の公布（1985年6月1日）を記念して、法施行初年度である1986年から6月を男女雇用機会均等月間と定め、雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保につ

いて、労使を始め社会一般の認識と理解を得られるよう啓発活動、集団指導等を集中的に行っている。

67. また、1990年6月は第5回目の男女雇用機会均等月間に当たるため、これを記念して、企業及び女子労働者を対象に、男女雇用機会均等法をテーマとした雇用管理改善事例や体験記を募集し、男女雇用機会均等法の広報・周知の資料として役立てた。

C. 人権週間による広報

68. 法務省では、1949年より毎年12月4日から10日までの1週間を「人権週間」と定め、各関係機関及び諸団体の協力のもとに、広く国民に人権意識の高揚を呼びかけている。

69. 人権週間には、全国の法務局、地方法務局及び人権擁護委員（1991年4月1日現在13,072人）を挙げて啓発広報活動を行っているが、特に、1975年からは週間中の強調事項の一つとして「女性の地位を高めよう」を掲げ、全国各地で、①講演会・座談会・映画会の開催、②特設人権相談所の開設、③テレビ・ラジオ及び有線放送による啓発、④新聞・雑誌による啓発、⑤ポスター・リーフレット・パンフレット等による広報その他各種行事を実施し、女性に関する問題についての啓発に努めている。

新規事業： 女子差別撤廃条約採択10周年記念事業等

70. 実際上の女子の地位向上を目指して、男女共同参加型社会の形成を総合目標としている「西暦2000年に向けての新国内行動計画」において5つの基本目標が掲げられているところ、同目標の中には①男女平等をめぐる意識変革及び②平等を基礎とした男

女の共同参加の2項目が含まれており、我が国の婦人関係施策の重点課題として、社会に根強く残る固定的な性別役割分担の現状の是正が図られている。

71. 特に、婦人問題企画推進本部においては、1989年に女子差別撤廃条約採択10周年を記念する会議として地域会議（全国を3地域に分けて実施）を開催し、講演会の実施等を通じ条約の趣旨の周知に努めた他、「新国内行動計画」の意義・内容の周知に努める意味から、同計画策定後の1987年5月、民間団体や婦人行政関係者など幅広い参加者を集め「西暦2000年に向けての新国内行動計画」推進全国会議を開催した。
72. さらに、1990年12月には、ナイロビ将来戦略の見直しと評価に伴う勧告及び結論を周知するための全国会議を開催した。
73. また、同本部は「婦人の現状と施策」（新国内行動計画の実施に関する第1回報告書）の刊行及び「今日の日本の婦人」と題するヴィデオの作成（いずれも1989年3月）を始め、広く日本の婦人問題に対する理解を深めるための各種広報活動を展開している。特に、1988年には、社会に根強く残る固定的役割分担意識の解消について国民全体の気運の醸成を図るため、婦人問題に関する意見文募集を行い、入選作をまとめた文集を作成し一般に広く配布した。

第5条 (b)

74. 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」は、家事、育児、介護等に関する男女の共同参加の促進を基本的施策の1つとして挙げた。

75. 右に基づき、我が国は、家事、育児、介護等を男女の共同責任とし、健全な家庭生活の実現のために相互協力が不可欠であるという認識を社会に広く浸透させるべく各種施策を実施している。

家庭教育学級

76. 国は、家庭教育学級（親や家庭教育に関心をもつ者が家庭教育に関する学習を一定期間にわたって計画的、継続的かつ集団的に行う市町村レベルの事業）の開設を奨励しており、例えば、1989年度においては全国で約27,000学級が開設され、総計約179万人がこれに参加した。

77. 我が国では、従来より、主に学齢期の子を持つ親を対象とした学級、乳幼児を持つ親を対象とした「乳幼児学級」、新婚・妊娠期のこれから親になる男女を対象とした「明日の親のための学級」、共働き家庭の親等を対象とした「働く親のための学級」が開設されている。更に、近年、性に関する問題や登校拒否など思春期にある子を持つ親の悩みが深刻化している状況にあることから、1989年度から思春期の子を持つ親を対象とした「思春期セミナー」の開設が奨励されている。

家庭教育資料の作成

78. 第1次報告に引き続き、経済社会の進展に伴う女子や家庭をめぐる状況の変化の中での家庭教育の課題を把握し、家庭教育学級等の企画・実施に携わる者の参考とするため、文部省は児童の発達段階別に3冊の家庭教育資料を作成した。この家庭教育資料では、家庭教育における父親の役割及び性差にとらわれない家庭教育の必要性が強調されている。例えば、我が国において急増して

いる共働き家庭について家事や育児は夫と妻の共同責任として分担を十分に話し合い、共働きが子に肯定的に受けとめられるよう配慮することの重要性、及び経済社会の進展、ライフサイクルの変化に応じて男女に期待する役割も変容していくことを念頭においた子育ての在り方等に言及している。

79. 同資料は、一般に市販され、親の個人学習に役立てられている。

第6条

80. 売春は、人としての尊厳を害するのみならず、社会の善良な風俗環境を乱し、更には、青少年の健全な育成を阻害することが懸念される。

81. 第1次報告では、売春防止法（1958年施行）を中心に売春を防止するための我が国の法的制度につき報告したところ、今次報告では、(a)我が国における売春関係事犯の検挙実態、(b)売春取締り及び(c)売春を未然に防止するための性の尊重に関する啓発活動等につき報告する。

(a) 売春関係事犯の検挙実態

売春関係事犯の検挙件数は、1984年以降年間10,000件の高水準で推移してきたが、1989年は7,303件で前年に比べ3,307件の大幅な減少となった。更に、1990年の検挙件数は、6,352件（対前年比951件減）であった。

しかしながら売春関係事犯の形態としては、売春婦の派遣型事犯が最も多いが、他にも個室浴場を利用した事犯等近年ます

ます複雑多岐なものとなってきており、また、その犯行手口は、悪質かつ巧妙化の一途をたどってきている。

加えて、これら売春関係事犯は暴力団が介在する場合が多く、昨年の総検挙人員 2,070 人のうち 18.8 パーセントにあたる 389 人が暴力団組員であった。

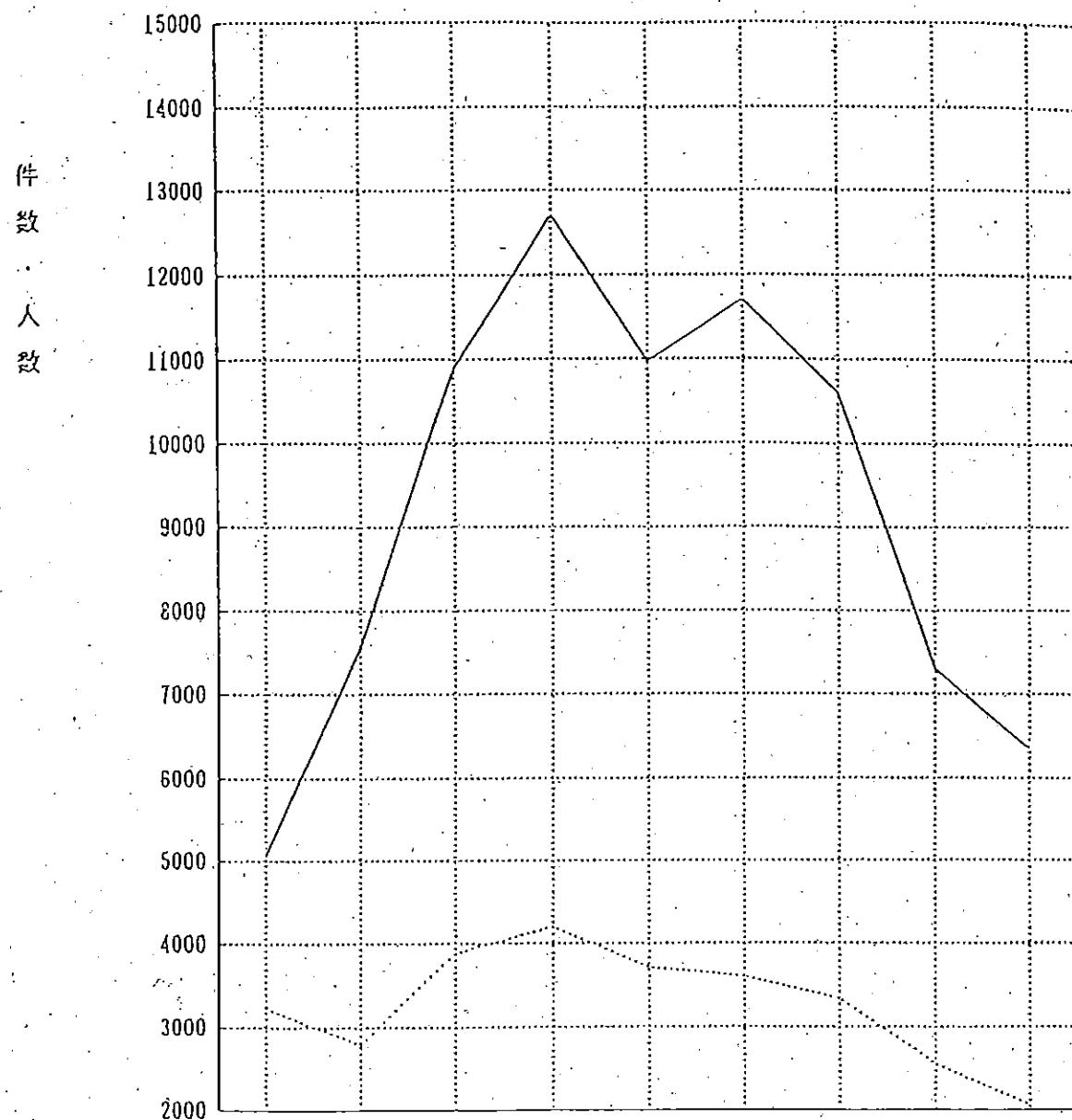
(b) 売春関係事犯の取締り

我が国では、毎年 5 月を「風俗関係事犯取締強化月間」として定め全国一斉に売春事犯の取締りを強化する等、強力な取締りを推進している。

検察庁における売春事犯の処理状況について見ると、この種事犯の起訴率は近年上昇傾向にあり、1985 年以降は 80% を超過しており、1990 年もこの高い起訴率は維持されている（1990 年の起訴率 84.6%）。

売春関係事犯の検挙件数(人数)の推移

単位:



年次

(c) 性の尊重に関する啓発活動等

「西暦2000年に向けての新国内行動計画」においても、「性の尊重についての認識の浸透」を図ることとされており、同目標に沿い具体的な施策が次の通り展開されている。

性教育

性教育は、人間の性を人格の基本的なものとして位置づけ、性に関する科学的な知識を身につけさせるとともに、生命の大切さを理解させ、男女平等の精神に基づいて、男性として、女性として望ましい行動をとることができるようにすることなどを目的として広く行われている。

(a) 学校教育における性教育の現状

学校においては、発達段階に応じて性に関する科学的知識を与えるとともに、人間尊重と男女平等の精神に基づき、男女の人間関係をどう形成していくかという人間としての生き方を自ら身につけさせるとの観点から、保健体育、家庭、道徳、特別活動等を中心に教育活動全体を通じて、指導しているところである。

(b) 社会教育における性教育の現状

社会教育においては、家庭教育学級やその他の成人を対象とした学級、講座等を通じて、性に関する教育の推進を図っている。

また、家庭教育資料の作成や、テレビ放送等を通じた情報の提供、電話等による相談事業等を通じて、その充実に努めている。

広報活動

我が国においては女子が性犯罪、売春事犯等に巻き込まれないよう広報活動を行っているが、売春防止及び性病予防に関する広報活動の

ため、売春防止法が制定された5月24日を中心とするおおむね2週間の間「社会の風紀環境を浄化する運動」を全国的規模で毎年行っている。

第7条(a)

82. 我が国においては、憲法を始めとして男女平等に選挙権・被選挙権が保障されているところ（第1次報告で報告済み）、今次報告では、我が国における女子の政治的活動への参加状況に関し、次のとおり報告する。

女性議員の増加

83. 国会議員については、衆議院議員においては、1987年3月7人であった女性議員は1990年2月には5人増えて12人となり、衆議院議員総数（512人）に占める割合は、2.3%となった。参議院議員については、1987年3月22人であった女性議員は1989年7月の選挙で10人増えて33人になるとともに、1990年6月の補欠選挙によりさらに1人増えて34人になり、その結果参議院議員総数（252人）に占める割合は、13.5%となった。これにより衆参合せた国会議員総数に占める女性議員の割合は現在6.0%であり、1987年3月の3.8%から2.2ポイント上昇した。また、第1次報告提出以降4つの閣僚ポストに女性が就任した。

84. なお、投票率については、引き続き女子の方が男子に比し高い投票率を示している。

85. 地方議会においても、ここ数年女性議員は増加傾向にあり、1986年12月には1,154人であったのが、1990年

12月には1,633人となり全議員に占める割合は1.7%から2.5%に上昇した。

第7条 (b)

86. 本項で要請されている公職就任に係る男女平等の実現に関し、我が国においては、第1次報告提出以降、次の2点で進歩が見られた。

国家公務員採用試験（一般職）の女子受験制限の解消

87. 前回の報告において女子に対してなお受験資格を認めていない職種として言及した1職種（主として郵便についての内勤事務に従事し、深夜、交替制など変則的な勤務を伴う。）について、1988年女子労働基準規則の一部が改正され、当該職種に係る女子の深夜就業に関する禁止が解除されたことに伴い、1989年に人事院規則を改正して当該職種に係る受験資格の制限を撤廃した。

88. これにより、すべての国家公務員採用試験（一般職）について、女子の受験に対する制限が撤廃された。

防衛大学校（国家公務員特別職）の女子受験制限の解除

89. 防衛庁では、近年の女子のあらゆる分野への参加が促進されつつある一般社会の動向等を踏まえ、自衛隊の精強性に配慮しつつ婦人自衛官の職域拡大及び採用数の増加に努めている。

90. また、従来、女子の受験が制限されていた防衛大学校についても1991年の採用試験から女子に門戸を開放することとしている。

第8条

91. 我が国では、1987年に策定された「新国内行動計画」の5つの基本目標の一つに「国際協力及び平和への貢献」を挙げており、同目標においては、「国際機関・国際会議への婦人の参加推進」も重要な施策項目となっている。

国際会議への女子の参加促進

92. 第1次報告で報告したとおり、我が国においては、従来より国際会議への我が国政府代表団については、その会議の性格等を勘案し、男女を問わず最も適格な者を任命している。

国際機関への女子の参加促進

93. 我が国では、1974年、外務省内に国際機関人事センターを設置し、国際機関の空席情報の収集及び公告、広く一般からの応募者の募集、各国際機関への採用の働きかけ等の活動を行ってきており、特に近年では、女子職員の派遣要請の高まりに対応すべく、女子の募集、登用活動に力を注いでいる。

94. また、政府は将来国際公務員として働くことを希望する若い人達のために、一定期間各国際機関で職員として勤務する、いわば実地研修の機会を設けており（アソシエートエキスパート）、毎年この制度による選抜、派遣を行っている。この制度で1991年1月現在各機関に派遣されている者98名のうち34名が女子である。これら派遣者は、特に女子職員のフィールド勤務への意欲、また、プロジェクトへの積極的な参加姿勢は高い評価を受け、任期終了後正規職員として採用されるケースが多く、国際機関に勤務する邦人女子職員の増大を図るためにも、外務省ではこの制度を積極的に活用して、各機関への優秀な女子の送込みに努めているところである。

-国連機関、専門機関への女子の参加状況-

(1991年1月末現在)

機 関 名	日本人総数	うち女子
国際連合事務局 (U N)	84人	34人(40.5%)
国連貿易開発会議 (U N C T A D)	9	3(33.3)
国連開発計画 (U N D P)	37	19(51.4)
国連人口基金 (U N F P A)	10	6(60.0)
国連環境計画 (U N E P)	9	4(44.4)
国連難民高等弁務官 (U N H C R)	34	14(41.2)
国連児童基金 (U N I C E F)	40	24(60.0)
国連工業開発機構 (U N I D O)	41	19(46.3)
国連大学 (U N U)	43	32(74.4)
アジア・太平洋経済社会委員会 (E S C A P)	39	5(12.8)
国際労働機関 (I L O)	29	7(24.1)
国連食糧農業機関 (F A O)	42	6(14.3)
国連・F A O世界食糧計画 (W F P)	12	2(16.7)
国連教育科学文化機関 (U N E S C O)	36	11(34.4)
世界保健機関 (W H O)	46	9(19.6)

第9条

95. 改正国籍法の帰化に関する規定等は、男女を区別しておらず、また、帰化行政の運営上も男女に差異を設けることなく取り扱っている。

(第1次報告でも報告したが、我が国国籍法は1984年に改正されたところ、改正前の国籍法は父系血統主義を探っていたのに対し、改正後の国籍法は父母両系血統主義を採用しており、子の国籍決定についての父母の性別による取扱いの差異は解消された。この結果、外国人父・日本人母の嫡出子は、改正前国籍法では出生により当然に日本国籍が取得できなかったが、国籍法の改正後は出生により当然に日本国籍を取得することとなった。)

第10条

96. 我が国の学校教育における男女平等の取扱いについては、憲法、教育基本法、学校教育法等の下で保障されている。また、小学校、中学校等の義務教育を受けている者は、義務教育該当年齢人口の99.99%を占め、国際的にみても極めて高い就学率となっているのをはじめ、1990年においては、中学校卒業者のうち高等学校等へ進学した者の比率（進学率）は、女子が95.6%、男子が93.2%となっており、我が国その後期中等教育においては、男女とも同等の水準の教育を享受している。

97. また、高等教育段階においては、1990年に女子の大学・短大への進学率が37.4%となり、前年に続いて男子の進学率35.1%を上回った。女子の高等教育機関別の進学状況は、短期大学への進学率（1990年22.2%）が依然4年制大学への

進学率を上回っているが、女子の4年制大学への進学率は年々高まる傾向にある（1980年、12.3%→1990年15.2%）。

98. 他方我が国の歴史的、伝統的な背景等による教育的配慮として、従来、男女の教育課程において若干の異なる取扱いが行われていた。しかし、この取扱いについては、第一次報告で報告した通り、我が国は、批准前より見直しのための検討とともに具体的な改善作業を進め、以下のように改めることとした。

我が国の教育課程の基準については学校教育法の規定があり、これを根拠に学校教育法施行規則及び学習指導要領（文部省告示）を作成しているが、1989年に学習指導要領を改訂し、小学校については1992年から、中学校については1993年から、高等学校については1994年から実施することとした。この新しい教育課程の基準では、男女同一の教育課程が編成されるよう以下のような改善を行った。

- ① 高等学校家庭科については、「家庭一般」を女子のみ必修としている取扱いを改め、男女とも「家庭一般」、「生活技術」及び「生活一般」の中から選択必修させることとした。
- ② 中学校技術・家庭科については、男子は技術系列、女子は家庭系列中心の履修としている取扱いを改め、男女とも11領域の中から7領域以上履修させることとし、そのうち「木材加工」、「電気」、「家庭生活」及び「食物」は男女とも必修とした。

99. 本条(c)の男女の役割についての定型化された概念を撤廃する

との趣旨は従来の教育課程に引き続き、新しい教育課程の基準においても取り入れている。

100. 新しい学習指導要領では、例えば小学校家庭科の内容として「家庭における家族の仕事や役割がわかり、家族の一員として家庭の仕事に協力できるようにする」旨規定しているのをはじめ、小・中・高等学校を通じ、社会科（小・中学校）、公民科（高等学校）、特別活動、道徳教育等において、男女平等の問題や男女の相互理解について取り扱うこととしている。

101. また、我が国の社会教育においても、男女の役割についての固定的な役割分担意識の是正を図るため、各種の学習活動の場が提供されている。

102. 国立婦人教育会館では、女子及び女子の生活に関する諸課題を学際的に考察し、学習の発展に役立つ情報提供を行うことをねらいとして「女性学講座」を1980年から実施している。1989年度は、過去9年間の女性学講座の成果を踏まえ、フランス、バングラデシュ、オーストラリア、アメリカ、韓国、オランダから7名の専門家を招聘し、女子の生活をめぐる諸課題について地球的視点から学際的考察を行うとともに女性学の課題及び今後の展望について研究協議する国際セミナーを開催した。

103. この事業は、女性学研究者との共同企画により実施しており、日本における女性学関係者の全国的な情報交換の機会となっている。

104. 更に、国立婦人教育会館では、大学、短大等高等教育機関における女性学関連講座の開設状況を調査するなどして、女性学の全

国的な実施状況の把握に努めており、1988年度の調査結果によると開講大学数は135校280講座となっており、1983年に調査を開始以来増加の傾向にある。

105. またこうした中で、国立婦人教育会館の婦人教育情報センターは、女性学講座の実施にあわせ、女性の視点で情報収集、加工、提供を行い、日本における女性学の発展に寄与し、今後その成果の活用が期待されている。

第11条1 (a)～(d)、(f)

106. 1986年に施行された男女雇用機会均等法第6条において労働大臣が策定すべきことが規定されている女子労働者福祉対策基本方針が、1987年6月に策定された。同基本方針においては、1987年度から1991年度までの女子労働者の福祉の増進を図るための基本的施策の推進についての方針を定め、それに基づき、法内容の周知徹底、各都道府県の婦人少年室における相談業務や積極的事業主指導、女子労働者の積極的活用を促進するための対事業主援助等の具体的な施策を展開しているところである。

107. なお、船員については、「女子船員福祉対策基本方針」が定められ、女子船員の福祉の増進を図るための施策が、地方運輸局等において同様に行われている。

108. 男女雇用機会均等法の施行を契機に、募集・採用、教育訓練、定年・退職などの雇用管理制度を法の要請に沿ったものに改善した企業が多く見受けられ、女子を積極的に活用していくこうという機運が高まってきており、法の趣旨は着実に浸透している。

109. まず、女子を採用する企業が増加してきている。特に、男女雇用機会均等法施行以前はほとんど見られなかった女子幹部候補生として、4年制大卒者を中心に女子を採用する企業が増えてきている。

110. また、女子の就業分野が拡大している。1990年に労働省が実施した調査によれば、女子が配置される職務は増えており、今後の方針として女子を増やそうとする企業が多い。さらに、女子管理職も増加しており、女子の管理職登用のために職歴開発のための配置転換や男子社員の意識啓発等種々の環境整備を実施している企業も2割を超え、女子の積極的活用に前向きに取り組む企業が増えている。教育訓練における男女同一取扱いも進んでいる。

111. さらに、法施行上の最重要点として男女別定年制の解消のための対事業主指導に積極的に各地の婦人少年室が取り組んだ結果、男女別定年制はほとんどの企業で見られなくなった。

112. 1988年度から、企業において男女雇用機会均等法の趣旨に沿った雇用管理の具体的実現、定着を図るため、自主点検促進事業を進めている。自主点検促進事業は、事業所において人事労務担当部課長など人事労務管理の方針の決定に携わる人を機会均等推進責任者（以下「均等推進者」と略す）として選任し、この人たちを中心にして、労働省が作成した自主点検表を参考に事業所の雇用管理の進捗状況を自主的に点検し、その結果に基づいて雇用管理の改善を進める事業である。1990年度までに、40,000人を超える均等推進者が選任され、活躍している。

また、わが国としては、均等推進者に対し必要な情報を隨時提供すること等により、その活動の促進を図っている。

第11条1 (e)

113. 第1次報告以降特段の変更なし。

第11条2 (a)、(b)、(d)

114. 我が国では、1985年の労働基準法の改正により、同法の女子に関する特別の規定のうち、妊娠・出産等の母性保護に係るものについては、次代を担う国民の健全な育成という見地から一層手厚く保護が拡充されたところである。これにより、現在、産前休業期間は6週間（多胎妊娠では10週間）、産後休業期間は8週間となっている。また、女子船員についても、同年、船員法が改正され、産前・産後の休業期間がそれぞれ妊娠期間中及び8週間に延長された。これにあわせ、健康保険法、船員保険法がそれぞれ改正され、母性休暇期間中の所得補償の期間の延長が図られた。

115. 産前・産後休業期間中の賃金については、従来より、社会保険制度により適切な保障が確保されているが、最近労働省が行った調査では、産前・産後休業中の賃金を労使協定等により、全額事業主負担で100%有給としている事業場が約43%ある（1988年度女子雇用管理基本調査）。

116. 我が国は、男女雇用機会均等法第11条第2項及び第3項において、妊娠を理由とする解雇、産前・産後休業を理由とする解雇を禁止するとの措置をとったが、1987年に実施された労働省の調査によれば、男女雇用機会均等法の施行に伴い、「結婚・妊

娠・出産退職制はなく、対応する必要はなかった」とする企業がほとんどであり、法施行後に制度を改善した企業を加えると、ほとんどすべての企業で結婚・妊娠・出産退職制はなくなったといえ、右措置は大きな効果をあげている。

第11条2(c)

117. 育児休業制度については、その普及促進を図るため、一定の条件を備えた育児休業制度を実施することとなった企業に対し、奨励金の支給を行っている（2年次にわたり、中小企業100万円、大企業80万円、3人目以降の育児休業取得者1人当たり中小企業20万円、大企業15万円）。

118. また、看護婦等特定職種の女子労働者について、一定の措置を講ずる民間の事業主に対して、特定職種育児休業利用助成給付金（育児休業取得女子労働者1人1カ月当たり8,700円）の支給を行っている。

119. さらに、「育児休業制度普及促進月間」（10月1日～31日）を設定し、同月間に使用者を対象にセミナーや、育児と仕事の両立に関して社会的な関心を高めるためのシンポジウム等を開いて集中的な広報啓発活動を行っている。また、育児休業制度普及指導員を婦人少年室に配置し、育児休業制度に関する相談指導を行っている。さらに、1990年度には、育児休業制度の導入のための企業向けマニュアルの開発を行った。

120. また、現在、義務教育諸学校等の女子の教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律によって、女子の教育職員、看護婦等の継続的勤務を促進するた

め、育児休業制度が設けられている。女子教育職員については、1987年度以降、対象となる者の9割以上が育児休業を取得しているほか、医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等についても、対象者の多くがこの制度を利用している。

121. 加えて、女子の職場進出、家族形態の変化、労働力不足基調等を背景に、労働者がその能力と経験を生かしつつ、職業生活と家庭生活との調和を図ることができるように環境作りを進めるため、政府は、1991年3月、1歳に満たない子を養育する民間の男女労働者を対象とする「育児休業等に関する法律案」を国会に提出し、同年5月、同法が成立した。

122. 我が国においては、児童福祉法により、保育所の創設、増築、改築などの施設整備費及び運営費に国庫補助を行っている。また、事業所内の保育施設についても、児童手当法により、その整備について国庫補助を行っている。

123. このように、保育所について、積極的な整備が進められた結果、1975年4月現在18,009カ所、167万6,720人の保育所定員が1990年4月現在では、22,705カ所、197万9,124人の定員にまで整備され、全国的には、ほぼ必要な水準に達しているものと思われる。

124. また、女子の社会進出、就労形態の変化に伴う、保育ニーズの多様化に対応して乳児保育、延長保育等の特別保育対策の充実を図っているほか、1990年度より、新たに女子の就労形態の多様化や保護者の傷病時等の一時的な保育需要に対応した一時的保育事業を創設するなど、量から質への転換を図りつつ、きめ細

かな保育サービスの展開を図っている。

第12条

125. 第1次報告以降特段の変更なし。

第13条

126. 第1次報告以降特段の変更なし。

第14条

127. 我が国の農山漁村では、固定的な性による役割分担意識の残存が依然みられるところ、農山漁村の条件整備の推進にあたって、これが改善されるよう努めている。

啓発活動、地域社会活動への参加促進

A. 農山漁村婦人の日の設定

128. 21世紀の農林水産業、農山漁村の発展に向け、農山漁村における女子の役割を適正に認識・評価する気運を高め、女子の能力活用を促進することを目的として、1988年に「農山漁村婦人の日」（毎年3月10日）を設定し、その趣旨の普及定着への啓発に努めている。

B. 農山漁村婦人の学習活動・地域活動の促進

129. 農山漁村地域における女子の自己啓発・学習活動の助長と地域社会活動への積極的な参加を促進するため、農山漁村婦人のグループ育成やその活動を紹介する展示・発表の実施、農山漁村婦人のための学習講座の開設等を行っている。

農林水産業の技術・経営指導

A. 技術・経営の普及指導

130. 女子を含む農山漁家及び生産集団に対し、都道府県の農林漁

業関係の改良普及員等により、巡回指導・各種講習会・農林水産業技術情報の提供等を通じた生産技術・経営管理手法の普及指導が行われており、農林水産業の技術及び経営能力に優れた女子の育成と経営への参画の促進に貢献している。

B. 農業の担い手の育成

131. 県農業大学校等において、女子を含む農業後継者に対する実践的な研修教育、公開講座等が行われている。また、都道府県は、農業技術や経営能力に優れ、後継者の育成に貢献している農業者を指導農業士などに認定しており、これに認定される女子は近年増加傾向にある。

生活に関する総合的な普及指導

A. 生活関係普及活動の刷新強化

132. 生活関係の普及指導活動は、従来、農山漁家の衣食住等家庭生活の改善を中心に行われてきたが、この分野についてはかなりの成果が見られ、農村と都市との生活水準の格差が解消してきていることから、現在は、農業労働の改善、営農計画と生活設計の調和、地域の活性化等より生産の場面と密着した生活問題や地域全体の生活問題への取組みに重点を置いている。

B. 健康管理の推進

133. 女子を含む農林漁業者の健康水準を維持・増進するため、地域ぐるみの健康管理体制を整備するほか、安全かつ快適な農業労働環境の整備に向けての農業労働管理指標の策定とそれに基づく作業改善や、労働災害防止のための啓蒙運動・指導教育等を実施している。

C. 地域農産物の活用促進

134. 地域農産物の利活用を促進するため、農山漁村婦人グループの農産物加工技術・経営能力の向上を図るとともに、その成果を踏まえた地域住民とのコミュニケーションづくりを進めている。

D. 農山漁村の生活充実対策の推進

135. 農山漁家の経営基盤の充実を図り、活力ある農山漁村地域の実現に資するため、農家間の協力による労力を相互に活用する方式を導入したほか、農村や農家生活に対する評価・イメージの向上を図るため、農村と都市との交流や農村生活の良さの積極的なPRを行っている。

136. 社会保障制度、地域サービスを受ける権利、農協の組合員または役員として参加する資格、農業信用及び貸付、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地改革における権利等に関しては、男女同一の扱いとなっている。

137. 農山漁村婦人に関する国の施策の推進体制を強化するため、1990年に、農林水産省に、農林水産業における婦人対策の総合的な連絡調整を行う課を新設した。

第15条

138. 第1次報告以降特段の変更なし。

第16条

139. 婚姻及び家族関係についての男女平等に関しては、準拠法の指定の場面においても、男女の平等を徹底するため、1989年、法例の改正を行った。

140. 法例は、国際的な法律関係についていかなる国の法律を適用

するかを定めるものであるが、今回改正されたのは主に婚姻及び親子の法律関係に関する部分である。その目的は、従前の法例が離婚及び親子関係等の準拠法の指定について男子（父、夫）の本国法を優先していたところ、本条約等の趣旨に照らし、準拠法の指定の場面においても両性平等の理念の徹底を図ること、また、近時諸外国において国際私法、国籍法等の改正が相次いでおり、これらとの国際的調和を目指すこと、さらに最近の我が国の国際化の進展に伴い涉外婚姻をはじめとする涉外的身分関係事件が増加している実情を背景として、婚姻関係及び親子関係等における準拠法の指定をより適切にし、子の福祉の理念にも即したものとすること等にある。

141. なお、民法の婚姻及び離婚に関する規定全般について、国審議会においてその見直し作業に着手することになった。
142. その他の事項については、第1次報告以降特段の変更なし。

女子差別撤廃条約実施状況
第2回報告
統計資料
(仮訳)

〈第7条関係〉

1. 衆議院選挙における女子の参加状況

選挙の実施 された時期	当日有権者数 (千人)		投票者数 (千人)		投票率 (%)	
	女	男	女	男	女	男
1960年11月	28,351	25,962	20,193	19,731	71.2	76.0
1963年11月	30,398	27,884	21,285	20,178	70.0	72.4
1967年 1月	32,748	30,245	23,997	22,609	73.3	74.8
1969年12月	35,799	33,461	24,746	22,704	69.1	67.9
1972年12月	38,099	35,671	27,606	25,330	72.5	71.0
1976年12月	40,203	37,724	29,769	27,468	74.1	72.8
1979年10月	41,368	38,802	28,363	26,159	68.6	67.4
1980年 6月	41,754	39,171	31,465	28,878	75.4	73.7
1984年12月	43,449	40,804	29,674	27,567	68.3	67.6
1986年 7月	44,585	41,842	32,331	29,377	72.5	70.2
1990年 2月	46,555	43,768	34,734	31,482	74.6	71.9

自治省調べ

2. 参議院選挙における女子の参加状況

選挙の実施 された時期	当日有権者数 (千人)		投票者数 (千人)		投票率 (%)	
	女	男	女	男	女	男
1965年 7月	31,044	28,500	20,529	19,371	66.1	68.0
1968年 7月	34,177	31,710	23,573	21,845	69.0	68.9
1971年 6月	36,766	34,412	21,811	20,349	59.3	59.1
1974年 7月	38,905	36,451	28,646	26,512	73.6	72.7
1977年 7月	40,410	37,911	27,987	25,648	69.3	67.7
1980年 6月	41,754	39,171	31,441	28,858	75.3	73.7
1983年 6月	43,162	40,520	24,647	23,050	57.1	56.9
1986年 7月	44,585	41,842	32,296	29,347	72.4	70.1
1989年 7月	46,334	43,557	30,405	28,029	65.6	64.4

自治省調べ

3. 婦人国会議員数

	国 会 議 員 数			衆 議 院 議 員			参 議 院 議 員		
	婦 人 議 員 数	総 数	婦 人 議 員 の 比 率	婦 人 議 員 数	総 数	婦 人 議 員 の 比 率	婦 人 議 員 数	総 数	婦 人 議 員 の 比 率
1970年 1月	21	733	2.9 %	8	486	1.7 %	13	247	5.6 %
1975年10月	25	726	3.4	7	475	1.5	18	251	7.2
1980年 7月	26	762	3.4	9	511	1.8	17	251	6.8
1983年12月	26	759	3.4	8	511	1.6	18	248	7.3
1984年 9月	27	757	3.6	8	508	1.6	19	249	7.6
1986年 7月	29	763	3.8	7	512	1.4	22	251	8.8
1987年 3月	29	760	3.8	7	509	1.4	22	251	8.8
1988年 3月	29	757	3.8	7	506	1.4	22	251	8.8
1989年 2月	29	752	3.9	7	500	1.4	22	252	8.7
1989年 7月	40	749	5.3	7	497	1.4	33	252	13.1
1990年 2月	45	763	5.9	12	512	2.3	33	251	13.1
1990年 6月	46	763	6.0	12	512	2.3	34	252	13.5

衆議院・参議院各事務局調べ

4. 統一地方選挙における投票率

(%)

	1975年		1979年		1983年		1987年		1991年	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
知 事	73.1	70.7	65.2	62.9	64.9	61.4	61.6	57.9	56.4	52.4
都県府県議会議員	75.0	72.8	70.5	67.9	69.9	66.9	68.4	64.9	62.4	58.5
指定都市市長	71.5	67.5	70.8	66.3	73.8	68.0	69.4	64.3	67.3	64.0
指定都市市議会議員	66.5	62.3	60.0	55.5	62.6	57.3	61.0	55.5	54.6	49.0
市 長	78.5	75.1	77.3	73.3	74.4	70.2	72.4	68.0	69.2	63.7
市議会議員	79.5	75.5	78.3	73.8	77.6	72.7	72.6	67.9	68.1	62.5
特別区長	58.1	52.6	58.3	52.3	56.9	50.4	53.8	47.6	52.7	45.7
特別区議会議員	58.2	52.8	59.1	53.1	57.7	51.1	54.1	47.8	52.5	45.4
町 村 長	92.2	90.2	90.9	88.8	93.1	90.5	91.0	88.3	88.2	84.4
町村議会議員	93.7	91.6	93.6	91.2	93.5	90.8	91.7	88.7	89.0	85.2

5. 地方議会における婦人議員数

	都道府県議会			市 議 会			町 村 議 会			特別区議会			合 計		
	総 数	婦 人 議 員 数	婦 人 議 員 の 比 率	総 数	婦 人 議 員 数	婦 人 議 員 の 比 率	総 数	婦 人 議 員 数	婦 人 議 員 の 比 率	総 数	婦 人 議 員 数	婦 人 議 員 の 比 率	総 数	婦 人 議 員 数	婦 人 議 員 の 比 率
1985年	2,857	38	1.3	19,729	601	3.0	45,293	390	0.9	1,032	73	7.1	68,911	1,102	1.6
1986年	2,811	39	1.4	19,599	632	3.2	44,827	404	0.9	1,029	79	7.7	68,266	1,154	1.7
1987年	2,895	64	2.2	19,431	768	4.0	43,923	522	1.2	1,050	93	8.9	67,299	1,447	2.2
1988年	2,874	67	2.3	19,358	784	4.1	43,486	536	1.2	1,041	93	8.9	66,759	1,480	2.2
1989年	2,844	75	2.6	19,241	817	4.2	43,113	579	1.3	1,028	91	8.9	66,226	1,562	2.4
1990年	2,798	72	2.6	19,070	862	4.5	42,728	608	1.4	1,020	91	8.9	65,616	1,633	2.5

自治省調べ

6. 婦人の大臣

(歴代の婦人の大臣)

	在 任 期 間
厚生大臣	1960. 7.19～1960.12. 8
科学技術庁長官	1962. 7.18～1963. 7.18
環境庁長官	1984.11. 1～1985.12.28
経済企画庁長官	1989. 8.10～1990. 2.28
環境庁長官	1989. 8.10～1989. 8.25
国務大臣 (内閣官房長官)	1989. 8.25～1990. 2.28
科学技術庁長官	1990.12.29～

総理府調べ

7. 婦人の政務次官

(1985年以降)

	在任期間
外務	1984.11. 2～1985.12.28
環境	1988. 7. 22～1988.12.28
沖縄開発	1988.12.28～1989. 6. 3
労働	1989. 6. 3～1989. 8.10
環境	1989. 8.10～1990. 2.28
	1990.12.29～

総理府調べ

8. 国家公務員の課長クラス以上への女子の登用状況

	国家公務員数			局長クラス			課長クラス		
	総数	女子	女子の比 率	総数	女子	女子の比 率	総数	女子	女子の比 率
1975年 (昭和49年度)	246,848	34,518	% 14.0	1,271	1	% 0.1	5,667	19	% 0.3
1980年 (昭和54年度)	248,659	34,828	14.0	1,559	3	0.2	6,459	39	0.6
1985年 (昭和59年度)	245,386	34,574	14.1	1,623	2	0.1	6,815	47	0.7
1989年 (平成元年度)	240,951	34,554	14.3	1,657	7	0.4	7,168	52	0.7

注： 国家公務員数 = 行(一) + 指定職（平成元年度には昭和60年度に行(一)から分離され新設された専門行政職を含む。）

9. 地方公務員数（一般行政職）

	総数(人)	女子(人)	女子の比率(%)
1985年	1,050,254	319,340	30.4
1986	1,048,440	318,804	30.4
1987	1,050,660	318,775	30.3
1988	1,052,719	318,926	30.3
1989	1,058,571	321,134	30.3

自治省調べ

10.(1) 審議会等における婦人委員

	委員が任命されている審議会数	婦人委員を含む審議会数	婦人委員を含む審議会の比率 (%)	委員数	婦人委員数	婦人委員の比率 (%)
1985年	206	114	55.3	4,664	255	5.5
1986	206	116	56.3	4,709	273	5.8
1987	204	121	59.3	4,662	295	6.3
1988	203	123	60.6	4,509	297	6.6
1989	203	121	59.6	4,511	304	6.7
1990	204	141	69.1	4,559	359	7.9

総理府調べ

10. (2) 人権擁護委員数

	総数(人)	婦人委員数 (人)	女子の比 率(%)
1986年	11,500	1,631	14.2
1987	11,500	1,661	14.4
1988	12,024	1,754	14.6
1989	12,548	1,981	15.8
1990	13,072	2,339	17.9

法務省調べ

11. 裁判官数

区分 年	総 数			判 事			判 事 補		
	総 数	女	女子の 比 率	総 数	女	女子の 比 率	総 数	女	女子の 比 率
1985	2,792	93	3.3	2,183	49	2.2	609	44	7.2
1986	2,800	99	3.5	2,191	53	2.4	609	46	7.6
1987	2,808	110	3.9	2,199	56	2.5	609	54	8.9
1988	2,813	115	4.1	2,204	58	2.6	609	57	9.4
1989	2,795	126	4.5	2,186	65	3.0	609	61	10.0
1990	2,823	141	5.0	2,214	68	3.1	609	73	12.0

最高裁判所調べ

12. 檢察官数

区分 年	総 数			検 事			副 検 事		
	総 数	女	女子の 比 率	総 数	女	女子の 比 率	総 数	女	女子の 比 率
1985	2,104	27	1.3	1,230	26	2.1	874	1	0.1
1986	2,110	24	1.1	1,227	24	2.0	883	0	0.0
1987	2,093	26	1.2	1,205	25	2.1	888	1	0.1
1988	2,118	32	1.5	1,213	30	2.5	905	2	0.2
1989	2,092	37	1.8	1,200	35	2.9	892	2	0.2
1990	2,059	44	2.1	1,187	42	3.5	872	2	0.2

法務省調べ

13. 政党における女子の参加状況

政党名	区分 年	党員数			党役員数		
		総数	女	女子の比率	総数	女	女子の比率
自由民主党	1985年	1,902,814	593,547	31.2%	349	5	1.4%
	1987	2,516,734	839,530	33.4	447	9	2.0
	1991	2,199,251	790,309	35.9	395	6	1.5
日本社会党	1985年	65,000	4,500	6.9	47	3	6.4
	1987	85,000	8,900	10.5	47	6	12.8
	1991	約 135,000	約 21,000	15.5	32	4	12.5
公明党	1985年	179,000	70,000	39.1	41	2	4.9
	1987	193,000	80,000	41.5	44	2	4.5
	1991	213,000	93,500	43.9	59	2	3.4
民社党	1985年	78,801	4,356	5.5	52	0	0
	1987	88,974	5,654	6.6	56	0	0
	1991	105,423	6,582	6.2	50	2	4.0
日本共産党	1985年	480,000	180,000	37.5	207	27	13.0
	1987	480,000	180,000	37.5	206	30	14.6
	1991	約 490,000	約 188,000	38.3	206	39	18.9

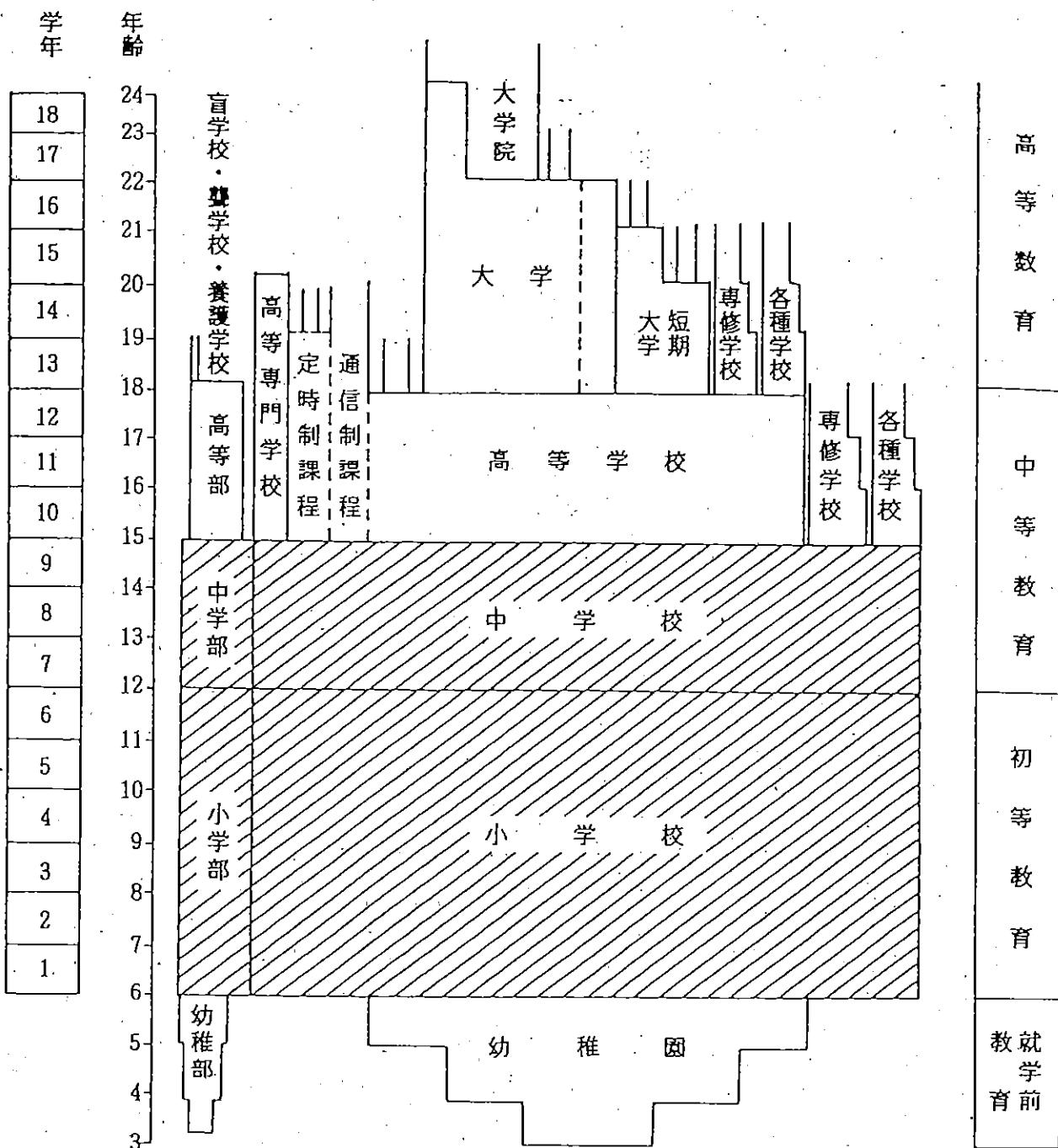
各政党事務局調べ

<第10条関係>

14. 種別学校数、在学者数(1990年)

	学校数	在 学 者 数		
		計	女	男
幼稚園	15,076	2,007,964 (100.0%)	987,014 (49.2%)	1,020,950 (50.8%)
小学校	24,827	9,373,295 (100.0)	4,575,098 (48.8)	4,798,197 (51.2)
中学校	11,275	5,369,162 (100.0)	2,621,420 (48.8)	2,747,742 (51.2)
高等学校	5,506	5,623,336 (100.0)	2,793,739 (49.7)	2,829,597 (50.3)
盲学校	70	5,599 (100.0)	2,045 (36.5)	3,554 (63.5)
聾学校	108	8,169 (100.0)	3,614 (44.2)	4,555 (55.8)
養護学校	769	79,729 (100.0)	29,341 (36.8)	50,388 (63.2)
高等専門学校	62	52,930 (100.0)	4,677 (8.8)	48,253 (91.2)
短期大学	593	479,389 (100.0)	438,443 (91.5)	40,946 (8.5)
大 学	507	2,133,362 (100.0)	584,155 (27.4)	1,549,207 (72.6)
(うち大学院)	313	90,238 (100.0)	14,566 (16.1)	75,672 (83.9)
専修学校	3,300	791,431 (100.0)	410,543 (51.9)	380,888 (48.1)
各種学校	3,436	425,341 (100.0)	208,342 (49.0)	216,999 (51.0)

学校系統図



斜線は義務教育を示す。

15. 進学率

区分 年	高等学校等への進学率(1)			大学への進学率(2)			短期大学への進学率(3)		
	計	女	男	計	女	男	計	女	男
1985	93.8	94.9	92.8	26.5	13.7	38.6	11.1	20.8	2.0
1986	93.8	94.9	92.8	23.6	12.5	34.2	11.1	21.0	1.8
1987	93.9	95.0	92.8	24.7	13.6	35.3	11.4	21.5	1.8
1988	94.1	95.3	92.9	25.1	14.4	35.3	11.6	21.8	1.8
1989	94.1	95.3	93.0	24.7	14.7	34.1	11.7	22.1	1.7
1990	94.4	95.6	93.2	24.6	15.2	33.4	11.7	22.2	1.7

文部省調べ

(注) (1) 高等学校等への進学率 = $\frac{\text{高等学校等への進学者数} + \text{同就職進学者数}}{\text{中学校卒業者数}} \times 100$

(2) 及び(3) 大学、短期大学への進学率 = $\frac{\text{大学、短期大学への入学者数}}{\text{3年前の中学校卒業者数}} \times 100$

16. 大学、短期大学への進学者の構成(1990年)

	総 数	大 学	短 期 大 学
総 数	727,535 (100.0%)	492,340 (67.7%)	235,195 (32.3%)
女	366,120 (100.0%)	148,646 (40.6%)	217,474 (59.4%)
男	361,415 (100.0%)	343,694 (95.1%)	17,721 (4.9%)

文部省調べ

17. 大学在学生の関係学科別構成比

(%)

	1975年		1980年		1985年		1990年	
	女	男	女	男	女	男	女	男
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
人文科学	36.2	6.7	35.9	7.4	35.4	7.6	36.0	7.2
社会科学	15.0	49.0	14.7	47.9	15.1	46.1	20.7	46.9
理 学	2.0	3.3	2.2	3.4	2.6	3.7	2.2	3.8
工 学	0.8	25.5	1.3	24.6	2.3	25.3	2.7	26.2
農 学	1.5	4.1	1.8	3.9	2.1	3.9	2.5	3.7
保 健	8.4	4.8	8.9	5.7	9.5	5.9	8.0	5.0
商 船	—	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1
家 政	8.1	0.0	8.1	0.0	7.7	0.0	6.5	0.0
教 育	19.6	3.8	18.1	4.6	16.9	4.9	13.8	4.5
芸 術	6.4	1.3	7.1	1.2	6.9	1.2	5.7	1.1
その他	2.0	1.2	1.7	1.1	1.5	1.2	1.9	1.5

文部省調べ

18. 学校管理職等への女子の登用状況

		1975年		1980年		1985年		1990年	
		総数	女	総数	女	総数	女	総数	女
小学校	校長	22,638	334 (1.5%)	23,413	476 (2.0%)	23,748	544 (2.3%)	23,689	968 (4.1%)
	教頭	22,453	690 (3.1)	24,147	806 (3.3)	24,449	1,040 (4.3)	24,202	2,821 (11.7)
	教員総数	415,071	227,258 (54.8)	467,953	264,932 (56.6)	461,256	258,212 (56.0)	444,218	259,188 (58.3)
中学校	校長	9,360	17 (0.2)	9,661	19 (0.2)	10,096	27 (0.3)	10,285	75 (0.7)
	教頭	10,249	48 (0.5)	10,644	55 (0.5)	11,255	155 (1.4)	11,381	303 (2.7)
	教員総数	234,844	69,043 (29.4)	251,279	80,468 (32.0)	285,123	96,714 (33.9)	286,065	104,007 (36.4)
高等学校	校長	4,376	139 (3.2)	4,793	125 (2.6)	5,073	120 (2.4)	5,181	126 (2.4)
	教頭	6,128	66 (1.1)	6,614	73 (1.1)	7,011	85 (1.2)	7,265	118 (1.6)
	教員総数	222,915	37,965 (17.0)	243,592	43,591 (17.9)	266,809	49,985 (18.7)	286,006	58,665 (20.5)
高等専門学校	校長	64	- (-)	60	- (-)	61	- (-)	61	- (-)
	教授	945	2 (0.2)	1,182	5 (0.4)	1,279	4 (0.3)	1,456	5 (0.3)
	助教授	1,357	5 (0.4)	1,415	2 (0.1)	1,485	4 (0.3)	1,426	8 (0.6)
	教員総数	3,691	37 (1.0)	3,721	29 (0.8)	3,770	32 (0.8)	4,003	58 (1.4)
短期大学	学長	359	62 (17.3)	351	52 (14.8)	370	53 (14.3)	404	51 (12.6)
	副学長	83	12 (14.5)	81	8 (9.9)	89	12 (13.5)	116	10 (8.6)
	教授	5,434	967 (17.8)	5,683	1,209 (21.3)	6,323	1,525 (24.1)	7,652	1,930 (25.2)
	助教授	3,539	1,329 (37.6)	4,152	1,633 (39.3)	4,882	1,906 (39.0)	5,666	2,148 (37.9)
	教員総数	15,557	5,812 (37.4)	16,372	6,320 (38.6)	17,760	6,895 (38.8)	20,489	7,818 (38.2)
大学	学長	410	19 (4.6)	433	20 (4.6)	446	18 (4.0)	497	20 (4.0)
	副学長	63	3 (4.8)	116	2 (1.7)	133	2 (1.5)	158	2 (1.3)
	教授	28,540	871 (3.1)	33,431	1,217 (3.6)	37,503	1,615 (4.3)	44,037	2,208 (5.0)
	助教授	20,210	1,232 (6.1)	23,645	1,537 (6.5)	26,148	1,846 (7.1)	28,738	2,311 (8.0)
	教員総数	89,648	7,535 (8.4)	102,989	8,630 (8.4)	112,249	9,582 (8.5)	123,838	11,399 (9.2)

文部省調べ

19. 社会教育関係施設数

	公民館	公民館 類似施設	図書館	博物館	青少年 教育施設	婦人 教育施設	社会 体育施設
1975年度	15,752	65	1,066	409	601	90	—
1978	16,452	82	1,200	493	696	89	13,662
1981	17,222	163	1,437	578	940	119	19,391
1984	17,520	282	1,642	676	1,031	100	24,605
1987	17,440	566	1,801	737	1,053	199	34,409

文部省調べ

20. 社会教育学級・講座数(学習内容別) (1986年度)

	計	青少年対象	成人一般 対象	婦人のみ 対象	高齢者のみ 対象	その他
計	73,453	10,851	32,008	19,263	7,738	3,593
教養の向上・情操の陶冶	29,700	4,214	11,591	7,981	4,958	956
体育・レクリエーション	12,447	3,968	4,248	2,247	921	1,063
家庭教育・家庭生活	18,585	453	11,287	5,750	298	797
職業知識・技術の向上	2,119	277	1,037	561	171	73
市民意識・社会連帯意識	5,831	967	2,298	1,479	795	292
その他の	4,771	972	1,547	1,245	595	412

文部省調べ

21. 設置形態別大学数及び講座（科目）数

(平成2年度)

大学・講座 設置形態		全国の 大学・ 短大数	開講大学・短大数			講座（科目）数		
			女子大	共 学	計	女子大	共 学	計
国 立	大 学	96	2	25	27 (28.1%)	8	46	54
	短 大	41	0	1	1 (2.4%)	0	1	1
公 立	大 学	39	5	5	10 (25.6%)	8	5	13
	短 大	54	4	6	10 (18.5%)	14	6	20
私 立	大 学	372	42	44	86 (23.1%)	89	78	167
	短 大	498	102	15	117 (23.5%)	179	29	208
放送大学		1	0	0	0	0	0	0
計		1,101	155	96	251 (22.8%)	298	165	463

() 内は全国の大学・短大数に対する女性学関連講座（科目）開設大学・短大数の割合。

22. 設置者別の婦人教育施設数（1987年度）

計	都道府県	市(区)	町	村	組合	法人
199	11	51	10	1	—	126

文部省調べ

<第11条関係>

23. 労働力人口、就業者数等

		労働年齢人口	労 動 力 人 口			非労働力人口	労 動 力 人 口 比 率	労働力人口の 男女別構成比	失 業 率
			計	就 業 者	完全失業者				
総 数	1975年	千人 84,430	千人 53,230	千人 52,230	千人 1,000	千人 30,950	% 63.0	% 100.0	% 1.9
	1980	千人 89,320	千人 56,500	千人 55,360	千人 1,140	千人 32,490	% 63.3	% 100.0	% 2.0
	1985	千人 94,650	千人 59,630	千人 58,070	千人 1,560	千人 34,500	% 63.0	% 100.0	% 2.6
	1990	千人 100,890	千人 63,840	千人 62,490	千人 1,340	千人 36,570	% 63.3	% 100.0	% 2.1
女	1975年	千人 43,440	千人 19,870	千人 19,530	千人 340	千人 23,420	% 45.7	% 37.3	% 1.7
	1980	千人 45,910	千人 21,850	千人 21,420	千人 430	千人 23,910	% 47.6	% 38.7	% 2.0
	1985	千人 48,630	千人 23,670	千人 23,040	千人 630	千人 24,720	% 48.7	% 39.7	% 2.7
	1990	千人 51,780	千人 25,930	千人 25,360	千人 570	千人 25,620	% 50.1	% 40.6	% 2.2
男	1975年	千人 40,990	千人 33,360	千人 32,700	千人 660	千人 7,540	% 81.4	% 62.7	% 2.0
	1980	千人 43,410	千人 34,650	千人 33,940	千人 710	千人 8,590	% 79.8	% 61.3	% 2.0
	1985	千人 46,020	千人 35,960	千人 35,030	千人 930	千人 9,780	% 78.1	% 60.3	% 2.6
	1990	千人 49,110	千人 37,910	千人 37,130	千人 770	千人 10,950	% 77.2	% 59.4	% 2.0

総務庁調べ

24. 年齢層別労働率(1990年)

	女	男
全 体	50. 1%	77. 2%
15~19歳	17. 8	18. 3
20~24	75. 1	71. 7
25~29	61. 4	96. 1
30~34	51. 7	97. 5
35~39	62. 6	97. 8
40~44	69. 6	97. 6
45~49	71. 7	97. 3
50~54	65. 5	96. 3
55~59	53. 9	92. 1
60~64	39. 5	72. 9
65歳以上	16. 2	36. 5

総務庁調べ

25. 産業別就業者数及び構成比

			総 数	第1次 産 業	第2次 産 業	第3次 産 業
就業者数	総数	1975年	52,230	6,610	18,410	27,100
		1980	55,360	5,770	19,260	30,200
		1985	58,070	5,090	19,920	32,830
		1990	62,490	4,510	20,990	36,690
(千人)	女	1975年	19,530	3,310	5,350	10,850
		1980	21,420	2,830	6,050	12,500
		1985	23,040	2,440	6,510	14,000
		1990	25,360	2,150	6,920	16,180
構成比	総数	1975年	100.0	12.7	35.2	51.9
		1980	100.0	10.4	34.8	54.6
		1985	100.0	8.8	34.3	56.5
		1990	100.0	7.2	33.6	58.7
(%)	女	1975年	100.0	16.9	27.4	55.6
		1980	100.0	13.2	28.2	58.4
		1985	100.0	10.8	28.3	60.8
		1990	100.0	8.5	27.3	63.8

総務庁調べ

(注) 第1次産業……農業、林業、漁業

第2次産業……鉱業、建設業、製造業

第3次産業……上記以外の産業

26. 業種別女子雇用者数

	1975年		1980年		1985年		1990年	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
総 数	11,670	100.0	13,540	100.0	15,480	100.0	18,340	100.0
農 林 業	80	0.7	90	0.7	90	0.6	110	0.6
漁 業	10	0.1	20	0.1	30	0.2	20	0.1
鉱 業	10	0.1	10	0.1	10	0.1	10	0.1
建 設 業	490	4.2	580	4.3	570	3.7	720	3.9
製 造 業	3,610	30.9	3,860	28.5	4,350	28.1	4,710	25.7
電気・ガス・熱供給・水道業	40	0.3	40	0.3	40	0.3	40	0.2
運輸・通信業	380	3.3	390	2.9	410	2.6	510	2.8
卸売・小売業、飲食店	2,900	24.9	3,510	25.9	4,080	26.4	4,930	26.9
金融・保険業、不動産業	710	6.1	820	6.1	900	5.8	1,210	6.6
サービス業	3,120	26.7	3,880	28.7	4,640	30.0	5,670	30.9
公務(他に分類されないもの)	310	2.7	330	2.4	350	2.3	360	2.0

総務庁調べ

27. 専門的・技術的、管理的職業従事者数

	雇用者総数			専門的・技術的 職業従事者			管理的職業従事者		
	総数	女	女子の 比率	総数	女	女子の 比率	総数	女	女子の 比率
1975年	千人	千人	%	千人	千人	%	千人	千人	%
1975年	36,460	11,670	32.0	3,040	1,350	44.4	2,050	110	5.4
1980	39,710	13,540	34.1	3,640	1,760	48.4	2,170	110	5.1
1985	43,130	15,480	35.9	4,510	2,110	46.8	2,070	140	6.8
1990	48,350	18,340	37.9	5,940	2,530	42.6	2,340	180	7.7

総務庁調べ

(注) 専門的・技術的職業：

高度の専門的水準において、科学的知識を応用し、技術的な業務に従事するもの及び医療、法律、教育、宗教、芸術その他の専門的性質の業務に従事するものが分類される。

28. 短時間雇用者数（非農林業）

	総 数			女		
	雇用者数 (千人)	短時間雇用 者数 (千人)	雇用者中に 占める短時 間雇用者の 割合 (%)	雇用者数 (千人)	短時間雇用 者数 (千人)	雇用者中に 占める短時 間雇用者の 割合 (%)
1975年	35,560	3,530	9.9	11,370	1,980	17.4
1980	38,860	3,900	10.0	13,230	2,560	19.3
1985	42,310	4,710	11.1	15,160	3,330	22.0
1990	47,480	7,220	15.2	17,950	5,010	27.9

総務庁調べ

(注) 短時間雇用者とは調査対象週において就業時間が35時間未満であった者をいう。
 (季節的、不規則的雇用者を含む。)

29. 配偶関係別女子雇用者数及び構成比（非農林業）

		総 数	未 婚	有 配 偶	死 別 離 別
実 数 (千人)	1975年	11,590	4,400	5,950	1,250
	1980	13,450	4,370	7,720	1,350
	1985	15,390	4,820	9,110	1,470
	1990	18,230	5,960	10,610	1,650
構 成 比 (%)	1975年	100.0	38.0	51.3	10.8
	1980	100.0	32.5	57.4	10.0
	1985	100.0	31.3	59.2	9.6
	1990	100.0	32.7	58.2	9.1

総務庁調べ

30. 女子労働組合員数

	組 合 員		
	女	総 数	女子の比率
1975年	(千人) 3,446	(千人) 12,473	% 27.6
1980	3,378	12,241	27.6
1985	3,394	12,319	27.5
1990	3,393	12,193	27.8

労働省調べ

31. 新規学卒者の初任給額

区分 年	中　　卒			高　　卒			高　専・短　大　卒			大　卒（事務系）		
	女 千円	男 千円	男女格差 (男=100)	女 千円	男 千円	男女格差 (男=100)	女 千円	男 千円	男女格差 (男=100)	女 千円	男 千円	男女格差 (男=100)
1985	91.7	96.2	95.3	105.2	112.2	94.7	117.0	123.6	94.7	133.5	138.9	96.1
1986	93.7	99.7	94.0	108.5	115.4	94.0	120.5	126.5	95.3	138.4	143.2	96.6
1987	97.1	103.0	94.3	110.1	118.1	93.2	122.7	128.3	95.6	142.1	147.3	96.5
1988	98.9	104.9	94.3	113.8	120.3	94.6	125.8	132.3	95.1	148.6	152.4	97.5
1989	101.4	112.1	90.5	118.3	125.6	94.2	131.7	138.4	95.2	155.1	160.2	96.8
1990	107.1	117.0	91.5	126.0	133.0	94.7	138.1	145.4	95.0	162.0	168.8	96.0

労働省調べ

32. 標準労働者（高卒）の年齢階級別所定内給与額の男女間格差

年齢 (歳)	勤続年数 (年)	男子に対する女子の所定内給与額の割合 (%)				
		1985年	1986年	1987年	1988年	1989年
18~19	0	92.7	92.3	91.8	92.5	92.6
20~24	3~4	90.6	90.1	90.2	90.8	89.8
25~29	5~9	85.4	85.4	86.5	85.6	85.5
30~34	10~14	80.1	79.6	81.0	80.9	80.8
35~39	15~19	74.9	75.7	77.4	77.5	76.0
40~44	20~24	71.0	68.5	74.4	74.6	71.9
45~49	25~29	70.7	69.4	71.0	69.3	71.9
50~54	30~	69.6	70.0	68.8	72.0	67.9

労働省調べ

(注) 標準労働者とは、学校卒業後ただちに企業に就職し、同一企業に継続勤務している労働者をいう。

33. 保育所及び定員数

区分 年	保育所数	定員数
1975年	18,009	1,676,720
1980年	21,960	2,128,190
1985年	22,899	2,080,451
1990年	22,705	1,979,124

厚生省調べ

34. 育児休業制度実施事業所の割合

(%)

		1981年	1985年	1988年
全 体		14.3	14.6	19.2 (23.5)
業種別	製造業	5.2	4.4	9.5
	卸売業・小売業	4.6	7.6	10.2
	金融・保険業	3.4	4.4	16.2
	運輸・通信業	12.1	11.2	16.3
	サービス業	42.9	40.0	42.1
規模別	30~99人	14.3	14.7	19.4
	100~499人	13.8	13.9	18.0
	500人以上	19.9	20.1	25.3

労働省調べ

(注) 1. 産業別は主要産業を掲げた。

但し、計には全産業が含まれている。

2. サービス業に教育を含む。

3. 民営+公営事業所

4. () 内の数字は育児休業制度適用対象女子

労働者数の割合である。

<第12条関係>

35. 平均寿命

	女 (歳)	男 (歳)
1975年	76.89	71.73
1980	78.76	73.35
1985	80.48	74.78
1990	81.81	75.86

厚生省調べ

36. 死亡率

	件 数(人)	率(人口千対)	
		女	男
1975年	702,275	5.7	6.9
1980	722,801	5.6	6.8
1985	752,283	5.6	6.9
1989	788,594	5.8	7.1
1990	820,305	6.0	7.4

厚生省調べ

37. 出生率

	出生数 (千人)	出生率 (人口千対)
1975年	1, 901	17. 1
1980	1, 577	13. 6
1985	1, 432	11. 9
1989	1, 247	10. 2
1990	1, 222	10. 0

厚生省調べ

38. 合計特殊出生率

	合計特殊出生率
1975年	1. 91
1980	1. 75
1985	1. 76
1989	1. 57

厚生省調べ

39. 乳児死亡率

	出生千対乳児死亡率
1975年	10.0
1980	7.5
1985	5.5
1990	4.5

厚生省調べ

40. 妊産婦死亡率

	出生十万対妊産婦死亡率
1975年	28.7
1980	20.5
1985	15.8
1989	10.8

厚生省調べ

41. 健康審査実施状況

	妊産婦受診延人員
1975年	267,149
1980	312,466
1985	252,914
1990	160,610

厚生省調べ

42. 妊産婦保健指導実施状況

	妊 婦		産 婦	
	本年 初回 被指導実人員	被指導 延人員	本年 初回 被指導実人員	被指導 延人員
1975年	717,370	1,171,063	319,050	379,296
1980	565,171	811,123	327,860	389,666
1985	549,629	752,999	363,257	431,380
1990	497,834	638,262	357,130	422,065

厚生省調べ

〈第14条関係〉

43. 農家数及び農業就業人口

年 度	農 家 数 (千戸)			農業就業人口 (千人)		
	総 数	専業農家	兼業農家	総 数	女	男
1975	4,953 (100.0%)	616 (12.4)	4,337 (87.6)	7,907 (100.0)	4,932 (62.4)	2,975 (37.6)
1980	4,661 (100.0%)	623 (13.4)	4,038 (86.6)	6,973 (100.0)	4,230 (61.7)	2,674 (38.3)
1985	4,376 (100.0%)	626 (14.3)	3,750 (85.7)	6,363 (100.0)	3,885 (61.0)	2,478 (39.0)
1990	3,835 (100.0%)	592 (15.4)	3,243 (84.6)	5,653 (100.0)	3,404 (60.2)	2,249 (39.8)

農林水産省調べ

44. 農林業における従業上の地位別就業者数(1990年)

	総 数	自 営 業 主	家 族 従 業 者	雇 用 者
女(千人)	2,040 (100.0%)	370 (18.1)	1,570 (77.0)	110 (5.4)
男(千人)	2,060 (100.0%)	1,590 (77.2)	300 (14.6)	180 (8.7)

総務庁調べ

45. 農業協同組合への女子の参加状況

	組 合 員 数			役 員 数		
	総 数	女	女子の比率	総 数	女	女子の比率
1980 年	千人 5,635	千人 497	% 8.8	千人 81,059	千人 29	% 0.04
1983	5,564	548	9.8	78,836	32	0.04
1984	5,548	555	10.0	78,212	33	0.04
1985	5,536	574	10.4	77,490	39	0.05
1988	5,548	629	11.3	74,056	69	0.09

農林水産省調べ